

援護基金

機関紙第71号
(平成24年12月)



山茶花 (photo by Cametarou)

公益財団法人

中国残留孤児援護基金

生活作品展
入選者の皆さん



作品展の選考委員の皆さんと
援護基金多田理事長
東京中国文化センター石軍センター長

目次

中国帰国者生活文化作品展を開催	1頁
記念祝賀会と入選者表彰式	2頁
入選者の皆さん	3頁
金賞受賞作品	4頁
援護基金のホームページ、刷新	5頁
平成25年度就学援助のご案内	6頁
就学資金未返還の皆さんへ	6頁
中国帰国者定着促進センター便り	7頁
中国帰国者支援・交流センター便り	9頁

日中国交正常化四〇周年記念 援護基金設立三〇周年記念

中国帰国者生活文化作品展を開催

今年是中国残留邦人の帰国促進の大きな契機となった日中国交正常化から四十周年に当たります。また、今年度末を以て当援護基金も創設三十年周年を迎えることとなります。このような重要な節目を迎えたことを祝し、記念事業として「中国帰国者生活文化作品展」を開催しました。

この催しを通じてより多くの方々に中国残留邦人と援護基金について理解を深めていただきたいと考えていましたが、予想以上にたくさんの方々のご協力、ご参加を得ることができ、所期の目的を十分に果たすことができました。

中国帰国者生活文化作品展 要項

主催 中国残留孤児援護基金

共催 東京中国文化センター

会場 墨縁金橋会

会期 東京中国文化センター

平成24年10月16日(火)

～10月19日(金)

展示作品

次の四部門の入選作品

(各部門10作品)

①書道・水墨画

②写真

③絵画 (油絵、水彩画、絵手紙等)

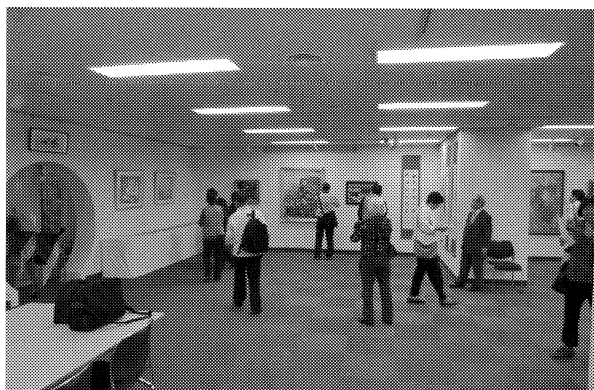
④手工芸・その他 (切り絵、篆刻 刺繍等)

会場は、15日(月)から借りておりましたが、この日は援護基金事務所から作品やパネルを搬入し、会場の設営に終了しました。

すっかり展示会らしくなった会場を眺めながら、初めての企画のため、どのくらいの方が訪れるのか、期待と不安が入り交じったまま翌日を迎えたものでした。

10月16日(火)～10月19日(金)午前という短い開催期間ではありましたが、約二百五十人の来場者があり、大変盛況でした。

来場者からは、展示作品のレベルの高さに感心したとの声を多く頂戴しました。合計四二三点の応募作品からの選りすぐりの入選作品です。



ら、確かに素晴らしいできばえの作品が並び、実に見応えのある展示会となりました。

会場には、入選作品のほかに、中国帰国者及び援護基金の歴史と現状に関するパネル資料と、長年中国残留邦人の取材を続けてこられた報道写真家浜口タカシ氏の記録写真も展示され、これにも多くの来場者が見入っていました。

中国帰国者生活文化作品展の举办

今年恰好は遺華日本人帰国促進工作の重大転機、即日中国交正常化以来の四十周年。同時に、今年の年度末、又迎えた本援護基金創立三十周年。为了庆祝迎来的这个重要的转折时期，作为纪念事业，我们举办了「中国帰国者生活文化作品展」。

我们想通过这次作品展的举办，使更多的人对遗華日本人和援護基金给予更深的理解。却意外地得到了超出我们预想以上的各位的协助。此次作品展，不但得到了各位的光临，同时还达到了充分的预期目的。

中国帰国者生活文化作品展

在十月十六日～十月十九日午前，虽然举办的期间很短，但是，大约有二百五十名的参观者到场，会场的盛况非常。

在参观者当中，有很多人对展示作品的水平给予了很高的评价，因为我们是从合计四百二十三项的征集作品中选拔出的优秀入选作品，确实是展出了极好的作品。实在是一个有观赏价值的展示会。

在会场上，除了入选作品以外，还展示了与中国帰国者及援護基金的历史和现状有关的资料板、及长年以来持续采访遗華日本人的报道摄影家浜口タカシ先生的摄影纪录，对此得到了很多参观者的注视。

纪念庆祝会 入选者表彰仪式

在十月十九日的午后，召开了纪念日中国交正常化四十周年及中国残留孤児援護基金三十周年的庆

記念祝賀会と入選者表彰式

10月19日午後、日中国交正常化四十周年及び中国残留孤児援護基金三十周年の記念祝賀会と、これらを記念して実施された「中国帰国者生活文化作品展」の入選者表彰式が行われました。

式典の会場である東京中国文化センターには、入選者とその家族や支援団体の関係者、関係官庁の方々など、百五十名以上が集まりました。

まず、援護基金の多田理事長と東京中国文化センターの石軍センター

長の主催者挨拶があり、次いで、駐日中華人民共和国大使館の韓志強公使と厚生労働省大臣官房の泉真審議官から祝辞をいただきました。

多田理事長は挨拶の中で、日中国係が困難な状況にある中で両国関係の重要性を再認識する上でもあえてこの記念事業を予定通り実施させていただいたことを述べ、ご協力下さった方々への感謝の意を表しました。

韓公使は、中国残留邦人の問題を考えれば両国の平和と友好の重要性を再認識せざるを得ないこと、歴史を鑑として未来に向け、両国関係の困難を克服するために共に努めなければならないと述べられました。

来賓祝辞の後、選考委員が紹介され、続いて作品展入選者の表彰が行われ、賞状、記念楯、賞品目録が授与されました。

入選作は、選考委員による厳正な審査の結果、四部門それぞれ十作品（金賞、銀賞、銅賞）が選ばれましたが、これら入選作のうち、来場者が選ぶ「最も好きな作品」の投票により各部門第一位に選ばれたものに「特別賞」が授与されました。



選考委員の皆さん

書道・水墨画部門

(選考委員会委員長)

木村成彦

写真部門

王淑芝

絵画部門

浜口タカシ

手工芸その他部門

孫紹忠

張雨均

祝会和为此纪念而实施的「中国帰国者生活文化作品展」の入選者表彰儀式。

典礼是在东京中国文化中心进行的。入選者与其家属和支援団体的相关人员、相关的政府官员等，汇集了一百五十多名的出席者。

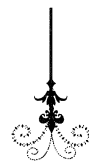
首先，由主办者援護基金的多田理事長和東京中国文化センターの石軍中心長致詞。然后，是中华人民共和国駐日本大使館の韓志強公使和厚生労働省大臣官房の泉真審議官致詞。

多田理事長在問候詞中讲到，在日中关系困难的情况下，在重新认识两国关系的重要性的基础上，按着预定我们如期地实施了这次纪念事业。在此，对给予协助的各位表示感谢。

韓公使在賀詞中讲到，从遺华日本人的问题来考虑，不能不重新认识两国的和平和友好的重要性。借鉴历史展望未来，为了克服两国关系的困难，我们必须共同的努力。

在来宾賀詞之后，我们介绍了评审委员，接着为作品展の入選者进行了表彰、颁发奖状、纪念奖牌和奖品的目录。

入選的作品，是根据评审委员的严格审查的结果，四个部門各自選出十項作品，在此基础上選出了（金奖、银奖、铜奖）。在入選作品当中，通过参观者的挑选，为「最喜欢的作品」投票，選出了各部門第一位的「特別賞」并授予表彰。（如下表的※标记）



※印の方は来場者が選ぶ「最も好きな作品」の投票により、一位に選ばれ、特別賞を併せて受賞した方です。

書道・水墨画部門

金賞
鈴木桂林（愛知県）

同
小川昌夫(広島県)

銀賞 芦沢幸恵（北海道）

同
吉村宏治（東京都）

銅賞 蕭法礼(東京都)

同 陳 佩民（東京都）※

同 佟 志良（千葉県）

同
中村源一（東京都）

同
徳田嘉子（東京都）

同
宮崎文成(熊本県)

写真部門

金賞 佐々木清（東京都）

同 永野眞一（福岡県）

銀賞 浅野景一（福島県）

同
吉田たか子（東京都）

銅賞 宇野盛雄（福岡県）

同 龔 宜和（東京都）

同
菅野蓮子(神奈川県)※

同 田中陽子（京都府）

同 中島 淳(東京都)

同 林 秀夫（東京都）

繪畫部門

金賞 栗原優子（東京都）

同 中村源一（東京都）※

銀賞 藍野友子（山形県）

樋口春江(群馬県)

銅賞 伊藤美代子(北海道)

同
金谷瑠子（茨城県）

同 玉城晴信(大阪府)

同 森本玲子(愛知県)

同 李 玉祥（東京都）

同 佐藤忠治（東京都）

手工芸・その他部門

金賞 沢田幸子（刺繍・神奈川県）※

同 馬 景泉（篆刻・東京都）

銀賞 岩井梅子（和紙ちぎり絵・広島県）

同
久米
傑(篆刻・愛知県)

銅賞 閣 俊玉（皮革小物・広島県）

同 清水紀代子(造花・滋賀県)

同 孫 玉紅(中国結・静岡県)

同 長谷川勇(篆刻・埼玉県)

同 森本玲子(切り絵・愛知県)

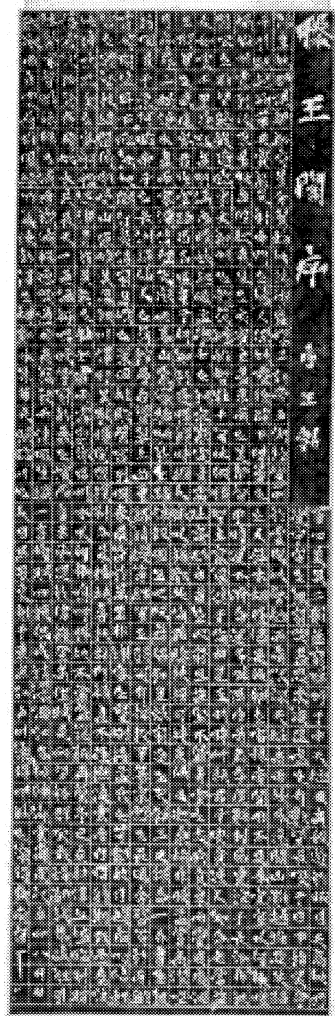
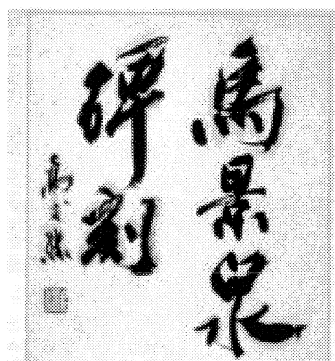
同
山田裕美（アクセサリー・大阪府）

入 选 者		书 法・水 墨 画 部 门				摄 影 部 门				画 部 门	
金奖	铃木桂林（爱知县）	金奖	佐々木清（东京都）	银奖	永野真一（福冈县）	金奖	栗原优子（东京都）	铜奖	宇野盛雄（福冈县）	铜奖	中村源一（东京都）※
	小川昌夫（广岛县）		浅野景一（福岛县）		吉田たか子（东京都）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
	芦泽幸恵（北海道）		吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
	吉村宏治（东京都）		吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
	陈 佩民（东京都）※		吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
	佟 志良（千叶县）		吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
	中村源一（东京都）		吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
	德田嘉子（东京都）		吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
	宫崎文成（熊本县）		吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）
			吉田たか子（东京都）		宇野盛雄（福冈县）		菅野莲子（神奈川县）※		龔 宜和（东京都）		田中阳子（京都府）

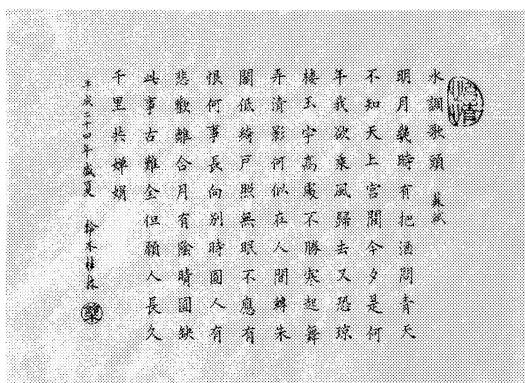
手 工 艺 · 其 他 部 门				绘 画 部 门	
山田裕美（大阪府） （装饰品）	森本玲子（爱知县） （剪纸画）	长谷川勇（埼玉县） （篆刻）	孙 玉红（静岡県） （手工造花） （中国结）	铜奖 伊藤美代子（北海道） 金谷瑠子（茨城县） 佐藤忠治（东京都） 玉城晴信（大阪府） 森本玲子（爱知县） 李 玉祥（东京都）	金奖 泽田幸子（神奈川县）※ （刺绣） 马 景泉（东京都） （篆刻） 岩井梅子（广岛县） （和纸刻画） 久米 杰（爱知县） （篆刻） 铜奖 阎 俊玉（广岛县） （皮革小物） 清水纪代子（滋贺县）

金賞受賞作品

紙面の都合上金賞受賞の八作品のみを紹介します。



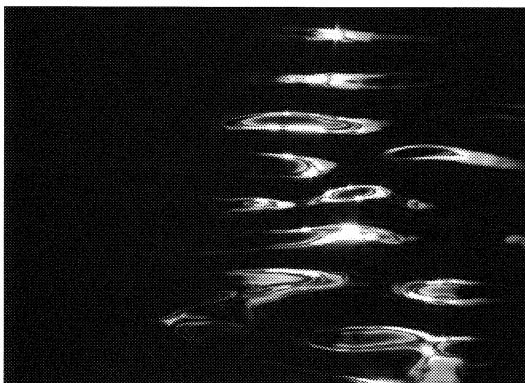
馬景泉「碑刻」(篆刻)



鈴木桂林「水調歌頭」(書道)



中村源一「郷愁」(絵画)



永野眞一「海壽」(写真)



沢田幸子「金陵十二釵」(手工芸・刺繍)



小川昌夫「龍口洞」(水墨画)



栗原優子「ひまわり」(絵画)



佐々木清「花好月圓」(写真)



ホームページ刷新
(リニューアル)

<http://www.engokikin.or.jp/>

この作品もカラーでござんになります。

援護基金のホームページが
刷新されました。

平成25年度

就学援助（貸与）のご案内

大学及び専修学校等の就学援助

一 対象者

(1) 日本への帰国後の年数が申請時において原則として一〇年未満である中国残留邦人及び樺太残留邦人本人並びにその配偶者、子、孫であつて、次に掲げる学校等に入学し、当該学校等での就学が中国残留邦人及び樺太残留邦人世帯の自立に役立つと認められ、かつ、学費の支弁が困難な者。

① 大学

② 専修学校、看護師養成所その他の養成施設等であつて、卒業後、就職に役立てるための技術、技能または資格を修得することが可能であると理事長が認める場合。

(2) 貸付対象者の属する世帯の前年所得額（控除額を除いた額）の上限は、家族一人あたり百三十万円以内とする。（超えた場合は対象者にならない。）

二 募集人員

(1) 大学専修学校等 計10名程度
(2) 日本語教育機関 若干名

三 修学資金の種類及び貸与額

区分		入学資金	就学資金
大学	30万円以内	月4万円以内	
専修学校等	50万円以内	月4万円以内	
日本語教育機関	無し	年55万円以内	

四 貸与期間

原則として入学時（在学生の場合は平成25年4月）から卒業時まで。日本語教育機関については26年3月の終了まで。

五 申請手続き及び締切

申請書に必要書類を添付し25年1月31日までに援護基金へ提出。

（詳しくはホームページ、参照）

就学資金未返還の皆さんへ

この就学援助は、善意の国民皆さんの寄付金を元にした無利子の貸与です。貸与されたお金が返還されないと次の人に役立てることができません。

しかし、返済が滞っている人や住所が変わっても届けない人も多く見受けられます。

寄付者の善意を裏切らないために、返済を心がけ、やむを得ない場合は援護基金まで相談して下さい。

平成二十五年年度

就学援助（贷款）の案内

大学及专科学校等の就学援助

一 募集対象

(1) 原則上、在申请时应该是回到日本定居不满十年的遗华日本人及遗留库页岛的日本人本人以及他们的配偶者、子女和孙子女，希望进入下述学校学习，在该学校等的学习，被认为有助于遗华日本人及遗留库页岛的日本人家庭的自立，并且自付学费有困难的时候。

① 大学

② 在专科学校、培养护士的学校及其他培养人才的设施等毕业后，理事长认为，凭借所学到的技术、技能及所取得的资格对就职能够起到一定的作用。

(2) 贷款者所有家属的去年所得额（即：除去扣除额所剩的金额）的上线，每一位家庭成员的年平均额是在一百三十万日元以内。（如果超过了此上限额的时候，就不能成为贷款的对象。）

二 募集人数

(1) 大学、专科学校等 合计十余名以上
(2) 日本語教育机关 若干名

就学資金の種類及贷款額

(同日文版)

四 贷款期限

原則上是从入学时开始（如果是在校生的时候，从平成二十五年四月开始）到毕业时为止。到日本語教育机关学习的人，是到平成二十六年三月学习结束为止。

五 申请手续及申请截止日期

请将所规定的申请书及必要的材料备齐以后，必须在平成二十五年一月三十一日之前，提交到本援护基金。

致就学資金未还款的各位

此项就学援助的资金是各位有善意的国民的捐款，是无利息的贷款。其作用是，被借用的贷款返还以后，再借给此后想贷款的人。

但是，却存在着一些停滞还款和住址变更以后也不联系而收不到邮件的人。

为了不失信于捐款人的善意，请将还款的事情放在心上。在没有办法返还的情况下，请与援护基金商谈。

定着促進センター※便り

※以下「所沢」

前号では、所沢での研修、「日本語教育」、「定着指導」、「職業指導」、及び「生活指導」の中から、「定着指導」の授業について紹介しましたが、今回は、引き続きこの定着指導を取り上げ、授業とは別に行っている支援について説明したいと思います。

「就籍」・「国籍確認面談」

「就籍」とは、「戸籍に登録する（戸籍を作る）」ことを意味します。戸籍は日本人である事を証明する公の文書で、これがあれば法律上日本人であると証明されます。しかし、中国や樺太等から永住帰国した帰国者本人の中には、日本に戸籍がない方が多く含まれているため、所沢入所後なるべく早い時期に、帰国者と話し合つて国籍取得の希望を確認し、その手続きを速やかに開始しています。

厚生労働省により日本人孤児と認定されても日本人の肉親が見つからないまま帰国した「身元未判明孤児」は、日本に戸籍がありません。また、身元判明者であっても、日本人父母の戸籍謄本に、何らかの事情で自分の名前が未記入である場合があります。こうした帰国者は、「就籍」の手続きが必要になります。また、

親族等からの行方不明の届出等により戸籍謄本上「除籍（戦時死亡宣告等）」扱いになっている場合などは、「戸籍回復」の申請をしなければなりません。これらの申請に当たり每期必ず行っているのが、最高裁判所家庭局の調査員を招いての就籍についての説明会です。

一般的に「就籍」の申請は、これを取り扱う家庭裁判所に本人が出向き申請します。その際の書類は日本語で記入します。また、申請書の他に必要となる各種の文書※も、日本語の翻訳を添付しています。所沢では、こうした書類作成の支援を行い、そろえた書類を、法律事務所の弁護士に送付します。弁護士は書類をチェックし、不備・不明な点を確認するために、帰国者本人と面談を行います。この後、この事務所が東京にあることから、東京家庭裁判所に整えた申請書を提出することになります。裁判長の審判により、就籍許可が下れば、この「就籍許可審判書」を、定着先の市（区）役所に持参します。これにより、日本人としての新たな戸籍謄本が作成されるのです。

なお、「戸籍回復」を求める場合は、戸籍の住所を所轄する地域の家

庭裁判所に「失踪宣告の取消・戦時死亡宣告の取消等」を申請します。こうした、「就籍・戸籍回復」の支援の他に、さらに、二重国籍者には、「日本国籍確認面談の申請」支援を行います。日本に本人の戸籍はあるが種々の理由で外国籍で帰国した方の場合は、（日本とその国の）二重国籍になります。日本はこれを認めていないので、日本人として生きていくことを希望する方は、日本国籍を選択する意志表示が必要です。具体的には所沢市役所経由で所沢法務局に関係書類を提出し、法務局国籍担当者が、外国での残留や外国籍取得、結婚等の経緯を確認するため、「日本国籍確認面談」（2回）を行います。これを経て法務局の許可が下りた後、所沢市役所で新たな住民票が作成されるのです。入所中にこの許可手続きが間に合わない場合は、所沢市役所から定着先行政機関に連絡が行きます。

同伴帰国家族や中国や樺太等に残っている子供や孫の国籍については、帰国者本人の日本国籍取得が解決してからの申請になります。

このような手続きについて説明し理解してもらうこと、そして、実際に各世帯の状況に合わせ各種手続きの支援をすること、これも、「定着指導」の重要な役割なのです。

※「陳述書」・「戸口簿」・「結婚証」・「公証書」・「第三者の証明書」等

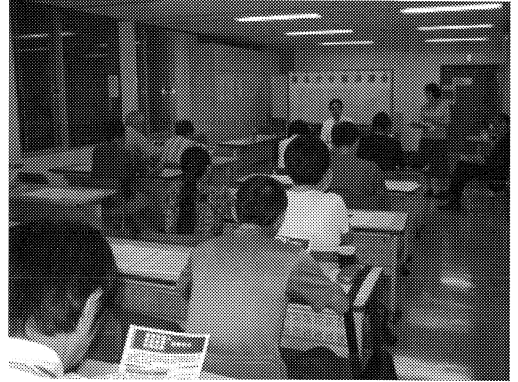
「第91期生の主な日程」

7月24日	樺太等帰国者3世帯9名入所
7月30日	入所歓迎会
9月7日	「就籍説明会」（最高裁）
9月18日	今期小学生、近隣の小学校への体験入学（12月21日迄）
9月28日	励ます集い「月見の会」
11月7日	「職業体験実習」
11月9日	（株）フレックスジャパン（アパレル・千曲市）
11月28日	「地域体験実習」国立公園訪問（伊豆・箱根）
12月4日	今期中学生、近隣の中学校への体験入学
1月9日	「修了式」
1月10日	退所



9月21日 東部クリーンセンター見学（ゴミ焼却施設）

中国帰国者 就職援助事業 — 第5回職業講話の開催 —



今年も当センターではハローワーク上野の協力により、「職業講話」を開催し、主に就職を希望する帰国者2・3世を対象とした、就職に役立つ情報の提供と個別の相談、支援に努めています。今回はその5回目となり、10月5日(金)15:00-17:00の2時間の講話を開催し、帰国者1世を含む12名の方が東京都、千葉県より参加しました。

この日、ハローワーク上野より講演いただいた西森博業務次長は、事前に参加者の一番知りたいことを受付け、それに基づき(1) したら就職できるか、就職までの手順；(2) 履歴書の書き方；(3) 面接の時の注意事項；(4) 職業能力開発センターに関する情報を新宿ハローワークの資料とともに、説明していただきました。

事前の質問では、①就職についての条件について聞きたいとき、どう聞いたらよいか；②日本語がうまくないが、長期の仕事をどうやって探せばよいか；③美術関係の仕事を探したいがどうやって探せばよいか；④溶接とクーレンなどの資格を取得したが、仕事の経験は2年以上必要と言われた、他にも調理師の資格を持ち(中国で取得)中国で18年間の経験があるが仕事に結びつくことができない、どうすればよいか、といった質問が出されました。それを受けて、西森業務部長からそれぞれの質問に回答をいただきました。

現在の失業率は、8月で4.3%、若者はほぼその倍以上との説明がありました。参加者の中には子供がまだいるのに中高年の就業がかなり厳しい状況で、大変焦っている胸の内を明かされました。就職のために訓練校の資格を取得したが採用に結びつかず、採用されないままで資格の有効期限がきれてしまったとの訴えがありました。また、1世の参加者が幼い子供のいる娘の就職活動を相談すると、マザーズハローワーク事業をすすめてくれました。

これからも、当センターでは帰国者とハローワークを結び付け、職業訓練等の情報を通じて、就職実現に役立てていきたいと思います。なお、当センターでは、職業講話と合わせて、企業や職業訓練校の見学を開催しています。また、帰国者向け情報誌『天天好日』の紙上でも、2・3世の就職に役立つ資格情報を提供しています。合わせて活用いただきたいと思います。

(FT)

支援・交流センター便り 第22号

編集・発行 中国帰国者支援・交流センター

〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階

TEL 03-5807-3171 FAX 03-5807-3174

E-mail: info@sien-center.or.jp URL: http://www.sien-center.or.jp/

中国帰国者 地域支援事業

『まず、地域の人たちに周知してほしい!』

新潟「中国帰国者について知る集い」—共生のまちづくりへ (2012年11月21日)

新しい支援策が始まって以来、全国で帰国者の学びの場や交流の場が、少しずつ増えてきました。支援の担い手は自治体であったり、その委託を受けたボランティア団体であったりします。多くの現場では、一般市民と帰国者との交流が促進されることを願っていますが、一方で、交流の輪を広げることは容易ではないという声も聞かれます。

3年前、新潟市は市内3カ所に日本語教室を開設するにあたり、一般住民の協力を引き出しながら支援の輪を広げていくことを方針の一つに挙げていました。しかし、集まる人の数は思いの外伸びていないといいます。また、参加者の中には「10年住んでいるのに、こんなに日本語が話せないの」と戸惑い、尻込みする人がいるとも聞きます。今回の当センターからの研修会共同開催の提案に対し、新潟市が教室の講師に意向を聞いたところ、「中国帰国者への理解を深めるために、先ず、帰国者の存在や背景についてもっと住民に周知してほしい」との要望が出たそうです。そこで協議の結果、研修の内容は、満州開拓や残留邦人が生まれた歴史的背景を中心に据え、中国残留婦人が主人公の一人芝居「帰って来たおばあさん」(神田さち子主演)のDVD鑑賞、続いて、地元在住の満州開拓史研究家、高橋健男氏による基調講演となりました。市は研修会情報を広報に掲載した他、マスコミにも流しました。



「帰って来たおばあさん」鑑賞



基調講演「満州開拓と残留孤児」

当日は約40名の市民が集まり、3時間の研修も短く感じられました。講演の中で高橋氏は『中国へ行きたくて行ったのでしょ』という人がいるけれど、本当は行きたくて行ったのではないのですよ」と当事者の思いを代弁されました。それから、地元テレビ局が放送した新潟市に暮らす残留孤児夫妻の映像が流れ、最後に各教室の講師から交流活動の様子が紹介されました。

終了後のアンケートには、「当時の様子がよくわかった」という感想の他に、「地域の中でもっと深く交流できるよう、一部の人々に任せるのではなく自治会やコミュニティの中で考えてほしい」「教室が開かれていることを知らずにいた。教室からもっと発信して欲しい」「活動に編み物もされているので、文化祭のような事をして地域の皆さんに見てもらおうと、そこからコミュニケーションが取れると思う」など、建設的な提案が寄せられました。

この日、会場には地元の新聞社やテレビ局からも取材があり、来年5月には、新たに帰国者関連の特集番組が組まれるそうです。帰国者に新たなスポットが当てられようとしている新潟市で、様々な機会を通じて日本語・交流教室の存在が周知され、地域交流の輪が広がってほしいと思います。(M)



満州開拓等の資料コーナー

新潟市内には1世-33世帯50人、2、3世-110世帯240人が住んでいる。平成21年5月から「中国残留邦人等地域生活支援事業」の一環として、北区、東区、江南区で2、3世向けに日本語教室、1世向けに交流教室が実施されている。



ご寄附のお願い

当財団では国の委託事業のほか、孤児を育てていただいた中国の養父母への扶養費送金、孤児が訪申し養父母をお見舞いするお見舞い訪中事業、さらに就学援助、団体助成等さまざまな事業を行っております。これらの事業を推進するにあたっては、皆様から寄せられた浄財を充当しており、多くのご支援が必要です。当財団事業にご理解をいただきご寄附をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

寄附金の送金方法（一般寄附）

（1）郵便局をご利用される場合

郵便振替口座番号 00190-0-64863
加入者氏名 公益財団法人 中国残留孤児援護基金

（2）取扱銀行をご利用される場合（一般寄附）

振込先名義	公益財団法人 中国残留孤児援護基金
みずほ銀行	（新橋支店 普通預金 No. 778162）
三井住友銀行	（東京公務部 普通預金 No. 22640）
三菱東京UFJ銀行	（本店 普通預金 No. 7644778）
りそな銀行	（東京公務部 普通預金 No. 6102827）

当財団は内閣府から「公益財団法人」の認定を受け、個人・団体・企業からの寄附金に対し、法令に基づき減免税措置が行われます。

『援護基金』第71号 2012年12月20日発行

編集・発行 公益財団法人 **中国残留孤児援護基金**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番8号
オフィス虎ノ門1ビル
電話 03-3501-1050
FAX 03-3501-1026
<http://www.engokikin.or.jp/>